

五十九年度 主な



五月号で建設課と総務課を紹介しました。今月号では住民課と厚生課を紹介します。

住民課

暮らしの中の消防

地域社会において、災害から人命を守り、財産を保持するため、消防機関の活動は極めて大切です。

しかし、いくら機能が充実されても、地域住民の一人ひとりが安心して暮らせるように、本年も左記部落の整備をします。

厚生課

広報縮刷版を発刊

昭和三十二年に広報ひかりの創刊号を発行、すでに二一〇号も発行しました。

町では町制施行三十周年を記念して縮刷版を発刊します。

今までの歴史の流れをふり返り、これから発展の資料として、ご利用いただきたいと思います。

町では毎年消防施設の整備を図つきました。住民の皆さんのが安心して暮らせるように、本年も左記部落の整備をします。

セントラには、保健婦と看護婦が常時勤務し、血圧測定等、健康の維持増進についても、相談に応じます。お気軽にご利用ください。

なお、各種の保健衛生行事の日程については、各戸に配布しました昭和五十九年度光町保健衛生行事予定表をご覧ください。

右の計算方法によって算出した額の合計が一年間の保険税となり、最高限度額が三十五万円です。又、年度の途中で加入者が増えたり減つたりしたときは、保険税は月割で計算されます。

費用は生活費として一日一、九〇〇円負担していただきます。

○保育所

こどもの保護者が働いていた場合、一時的に老人を特別養護老人ホーム松丘園に保護し、お世話をします。

他の者が面倒を見ることができないとき、保護者にかわつてそのこどもを保護養育します。

申込み、年度途中でも保育に欠ける状態が生じた場合は受け付けます。

これらの事業を始め、健康教育、健康相談等をより一層充実したものにするため、光町保健センターを設置することになります。

また、手続き等詳しい内容については決定次第対象者にお知らせします。

③ 一時間当たり 二九〇円
一時間当たり 二九〇円
一時間当たり 二九〇円
一時間当たり 二九〇円

① 生計中心者が前年度所得税非課税の世帯 無料
② 生計中心者の前年度所得税課税年額が三万円未満の世帯

のまわり、その他のお世話をします。

ただし、老人保健法の適用対象者は除かれます。病院や医院に支払う治療代金は退職被保険者（本人）は $\frac{3}{10}$ 、その被扶養者は入院外 $\frac{3}{10}$ 、入院 $\frac{2}{10}$ となります。高額療養費支給制度も適用します。

費用は、

① 生計中心者が前年度所得税非課税の世帯 無料
② 生計中心者の前年度所得税課税年額が三万円未満の世帯

のまわり、その他のお世話をします。

この制度は、退職年金受給権者等であって七十歳未満の国保加入者とその被扶養者を対象と

○消防機庫新築 虫生 桑郷 五ノ神 小川台 篠木一区 母子

○衛生係 保健センターが開設されます
「自分の健康は自分でつくる」を基調とした各種の検診、予防接種等を実施していますが、この

退職者医療制度の実施が予定されています。
この制度は、退職年金受給権者等であって七十歳未満の国保加入者とその被扶養者を対象と

○福祉係 老人家庭奉仕員（ホームヘルパー）の派遣
老衰や心身の障害などによつて、日常生活に支障をきたして、いる老人に対し、訪問して、身

付けています。